

令和3年度の新規事業について

令和3年度に、次のとおり、プラスチック削減及び食品ロス削減に向けた新規事業を実施する。(詳細別紙参照)

1 プラスチック削減

(1) 経緯

プラスチックは、生活に利便性をもたらしている一方で、多量な使用や不適切な廃棄により、廃棄物処理や海洋ごみ、地球温暖化等の国際的な環境問題を引き起こす原因となっており、SDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ)においてもその対応が求められているところである。国は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その取組の一環として、令和2年7月から「レジ袋有料化の義務付け」を実施した。さらに、昨今は新型コロナウイルス禍による生活様式の変化に伴い、使い捨てプラスチックの利用が増加している。これらの状況を踏まえ、区ではプラスチック削減に向けた取組を推進している。

(2) 3年度新規事業(予定)

使い捨てプラスチック削減及び分別回収を促進するための事業を行う。

①「エコテイクアウト推進補助事業」

使い捨てプラスチックを使用しない販売・提供方法の導入及び分別回収の促進等に係る費用の一部を助成する。

②「『プラごみゼロ』クーポンキャンペーン」

飲食店等のテイクアウトやデリバリーを利用する際に容器を持参した場合等に、次回来店の際に割引利用ができるクーポン券を提供するとともに、分別回収を促進するキャンペーンを実施する。

③「プラスチック削減に関する普及啓発」

アニメーション動画による啓発、有識者等の対談動画による啓発、チラシの作成等を通じて、情報発信と普及啓発を図る。

2 食品ロス削減

(1) 経緯

2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）において食品廃棄物の削減が掲げられたことを受け、我が国では食品ロス削減に向けた取組が活発化しており、令和元年10月に食品ロスの削減を推進するため、「食品ロス削減推進法」が施行された。食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が国内では年間612万トン発生しており、そのうち284万トンが家庭から排出される食べ残し、過剰除去、直接廃棄によるものとされている（平成29年度推計）。

区では、年間約800トンの未利用食品が廃棄されている状況（平成27年3月基礎調査報告書による推計）であり、食品ロス削減対策の強化を図っている。

(2) 3年度新規事業（予定）

「食品ロス削減推進事業」

食品ロスを取り巻く最新情報を提供するため、「食べきり協力店」の意見交換会及び食品ロス削減講演会を実施する。また、事業者、学校、商店街等が実施するフードドライブに対する支援として、必要な物品（回収ボックス、のぼり旗）の貸し出し、費用の助成などを行う。

以 上